

# 上志津小学校 いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月 1 日

# 佐倉市立上志津小学校

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもつことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。そこで、いじめが発見された場合は、学校が中心となり、保護者や地域と連絡を取り合いながら解決していきます。また、迅速な解決を図るために、正確で丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明は行いません。

いじめは、全ての児童に関する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。上志津小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりを目指します。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

## 3 いじめの態様

いじめは大きく分けると、「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わぬいじめ」の2種類があります。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかつた、適切な対策がなされなかつたことが問題になります。

「暴力を伴わぬいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受

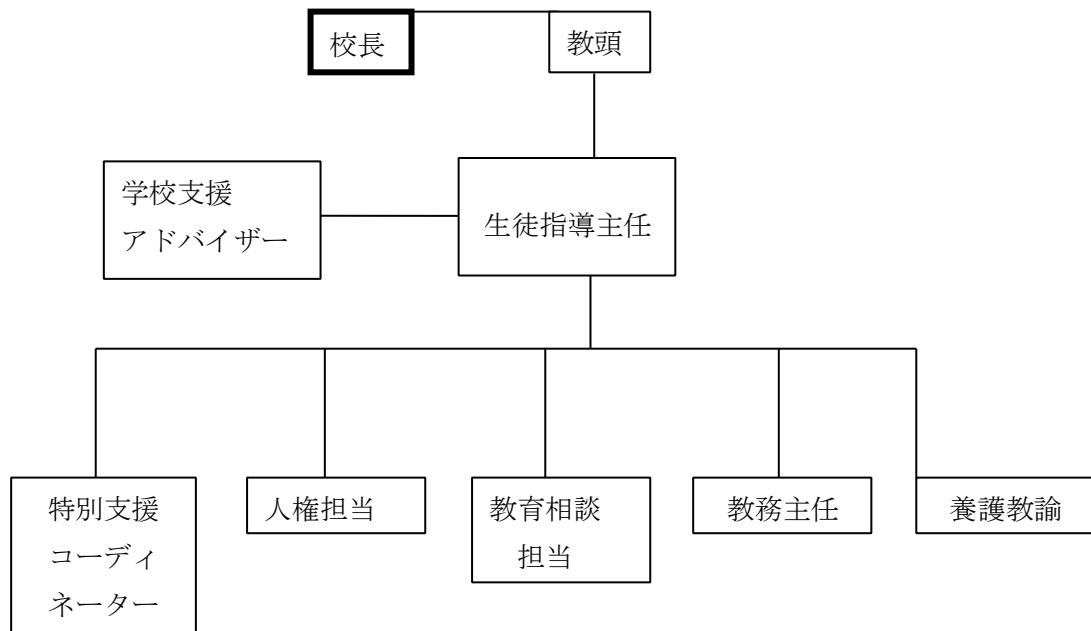
けた児童がやり返したりする場合もあります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことがあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩く、けんか、こづく行為を含む。）
- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、タブレット、メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されたりするもの。）

## 4 学校いじめ防止対策の組織

### いじめ防止対策会議



※必要に応じて当該学級担任、専科教諭  
その他のキーパーソン

#### ①いじめ防止対策会議（生徒指導推進会議）

##### ○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年の生徒指導担当（学年内分掌）  
養護教諭、特別支援コーディネーター、人権担当

- ・年に5回開催（5・7・10・12・3月）
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し。
- ・いじめの相談、通報窓口
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。

### ②生徒指導会議（いじめ防止等）

#### ○メンバー

##### 全職員

- ・1ヵ月に1回、職員会議中に開催する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録を行う。
- ・エクセルシートを活用し、全職員で情報を共有し、蓄積できるようにする。
- ・来週の重点事項の確認等をする。
- ・いじめ相談窓口としての役割。

### ③いじめに関わる情報があったときの緊急会議

#### ○メンバー

##### 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等

- ・いじめの情報があった場合に招集する。
- ・情報の収集と記録を行う。
- ・具体的な対応策と情報の共有を行う。

## 5 いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が發揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが發揮され、互いを認め合う関係づくりが行われるようにします。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童生徒を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。特に、教師が子どもたちに掛ける何気ない言葉が、どのように子どもに影響を与えるのかをしっかりと考えてから発言するようにします。

子どもたち同士で話している普段の会話においても、どの発言が誰にとってどのように傷つけてしまうことがあるのかを、自分で考えてから話せるように指導していきます。

### （1）授業について

- ・自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動を未然に防止するために、それぞ

れの授業において、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。

- ①児童生徒に自己決定の場を与えること
  - ②児童生徒に自己存在感を与えること
  - ③共感的人間関係を育成すること
- ・きちんとした学習態度で授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもった子どもを育て、「居場所づくり」と「絆づくり」を行っていきます。

## (2) 道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

- ・1年生…11月 「ダメ」
  - 12月 「はしの上のおおかみ」
  - 12月 「ねずみくんのきもち」
  - 2月 「みんながえがおに」
- ・2年生… 6月 「たかしくんもいっしょに」
  - 9月 「みほちゃんととなりのせきのますだくん」
- ・3年生… 6月 「今度はぼくの番かな」
  - 11月 「悪いのはわたしじゃない」
- ・4年生… 5月 「ほっとけないよ」
  - 6月 「プロレスごっこ」
  - 11月 「仲間だから」
- ・5年生… 6月 「しらない間のできごと」
  - 12月 「だれかをきずつける機械ではない」
- ・6年生…11月 「ひきょうだよ」

○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。

- ・授業を公開し、家庭や地域との連携を図れるようにしていきます。
- ・11、12月を人権月間として位置づけ、11月中に学級で人権について考え、合い言葉を作ります。そして、作った合い言葉を12月中掲示します。
- ・12月の人権月間に合わせて、「今月の歌」で歌う歌を人権に関わるものにします。

## (3) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

- ・校外学習（全学年）…グループ行動を意図的に入れることで、友達と協力する良さを味わえるようにします。
- ・宿泊学習（5、6年）…実行委員をたて、児童が中心となって計画・運営をす

ることで、クラスの団結力が高められるようにします。

- ・なかよし音楽会（全学年）…学年で一つのことを作り上げていく達成感や喜びを味わえるようにします。

#### （4）相談体制の整備

○教育相談により、生徒の悩みや変化に、早く気付く体制を整えます。

- ・定期的な教育相談を、年間5回行います。

（4・6・9・11・2月に全児童にアンケートを実施し、それを基に行います。）

- ・児童が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。

#### （5）定期的なアンケートの実施

○いじめアンケートに学校全体で取り組みます。

- ・いじめに関するアンケートを年間3回（6・11・2月）行います。

- ・結果分析には学年職員を中心に、複数の教員あたります。

##### 【内容】

- ・いじめをしている子、されている子を知っていますか。

- ・友達にされて嫌なことや、困っていることはありますか。

- ・先生に相談したいことはありますか。など

#### （6）児童を中心とした取り組み

○児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。

- ・11、12月を人権月間として位置づけ、11月中に学級で人権について考え、合い言葉を作り掲示をします。

#### （7）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらい、それらの問題解決にあたります。

- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。

- ・道徳の授業等で、情報モラルについての学習を行います。

- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。

- ・一人一台のタブレットを活用していくため、道徳や総合的な学習の時間の授業を通して、適宜情報モラルについての指導をします。

- ・外部機関と連携して、スマホの使い方について指導してもらえる場を設けます。

#### （8）保護者への啓発活動

○年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。

- ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行います。
- ・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。

#### (9) SOSの出し方教育

○いじめの早期発見のため、児童が一人で抱え込む時間を可能な限り短くすることを目指して、年度初めや長期休業前に、全校集会や学級指導、行内の掲示等でSOSの出し方について周知します。

#### (10) いじめ防止教室とピアサポート

○NPO法人と連携して、いじめ防止教室を毎年5年生で行います。いじめについて、より身近に、様々な視点から学習することで、いじめを未然に防止できるように努めます。また、他の学年では年度初めから学活の学習を通してピアサポートを実施します。ピアサポートを通して友達との関わり合いについて考えられるようにします。

#### (11) いじめゼロ宣言

○年度初めにそれぞれのクラスで、いじめが起きないようにするためにどうしたらよいか考え、いじめ0宣言のスローガンとして掲示します。毎月、取り組みを振り返り進捗状況も併せて掲示することで、子どもたちがいじめについて考える機会を設けます。

## 6 いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

#### (1) 事実の確認

- いじめの情報に敏感に対応します。
- ・日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
  - ・日記等気になることを発見します。
  - ・児童や保護者からの情報を大切にします。
  - ・他の教職員からの情報を共有しあいます。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、管理職をはじめ、豊かな心部会、学年会を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します。（時系列、児童別等）
- ・確認したことをもとに、事実を把握します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策委員会で指導方針を迅速に検討します。また、緊急性、危険性の高い件については、外部機関とも連携します。（佐倉市教育委員会、こども家庭課、SSW等）
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し、協力を依頼します。
- ・状況に応じて、養護教諭、心の相談員、スクールカウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・児童間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかつたり、繰り返し行ったりする場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、養護教諭、心の相談員など専門性を活用して指導にあたります。
- ・自らがやってしまったことを見つめ直し、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

#### (4) いじめを行った児童の保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・児童と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・必要に応じて、保護者間で謝罪の場をもちます。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに対応をすることを伝えます。

#### (5) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害者、加害者とも)

- ・被害児童には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

#### (6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

- 躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります。
- ・児童の生命、身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

### 7 重大事態への対処

重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」があることです。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合を想定しています。

#### (1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。（客観的な事実関係を速やかに調査します。）
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

#### (2) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

#### (3) 外部機関との連携

- ・佐倉市教育委員会、心の教育相談員やSSW、教育センター、こども家庭課などの外部機関と連携し、当該児童への指導や支援を行います。

## 8 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	・入学式 ・地域訪問 ・教育相談	・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解（職員研修） ・学校経営説明会で保護者への「いじめ対策について」の説明 ・教育相談、いじめアンケート ・いじめゼロ宣言
5月		・SOSの出し方教育 ・スマホの使い方教室
6月	・運動会 ・教育相談	・定期的なアンケートの実施 ・教育相談、いじめアンケート
7月	・5年生宿泊学習	・5年生 宿泊学習を通した人間関係づくり
8月		
9月	・2年生校外学習 ・個人面談 ・教育相談	・2年生 校外学習を通した人間関係づくり
10月	・1、5年生校外学習 ・市リレー大会	・1、5年生 校外学習を通した人間関係づくり ・5、6年生 リレー大会を通した人間関係づくり
11月	・3、4年生校外学習 ・6年生宿泊学習 ・教育相談	・3、4年生 校外学習を通した人間関係づくり ・6年生 宿泊学習を通した人間関係づくり ・定期教育相談 ・人権月間 ・教育相談、いじめアンケート
12月	・個人面談	・人権月間（人権標語の掲示） ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）

1月	・6年生校外学習	・6年生 校外学習を通した人間関係づくり
2月	・教育相談	・定期的なアンケートの実施 ・定期教育相談 ・5年生 薬物乱用防止教室 ・いじめアンケート
3月	・卒業式	・いじめ対策会議の実施（評価） ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成

## 9 その他

- ・年度末にいじめ問題の取り組みについて評価を行います。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。